(仮称)草津市立プール整備・運営事業 事業契約書(案)に関する質問への回答

- ・ (仮称)草津市立プール整備・運営事業事業契約書(案)に関して、令和2年11月10日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しております。

令和2年12月1日 草津市 ■事業契約書(案)一覧

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|------|----|-------|--|--|
| 1 | 18 | 第4章 | 第3節 | 第54条 | 1 | 不可抗力の | 「本施設利用者の故意、重過失もしくは過失による損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者不明の人為的な損傷等のうち、通常予見可能な範囲外のもの」は、双方協議の上、不可抗力として取り扱うという認識でよろしいですか。 | よる損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者 不明の人為的な損傷等については不可抗力には含まれませんが、テロ 行為等の通常予見可能な範囲外の事象により発生した損害等、不可抗 力に該当するような事象の場合においては、不可抗力として取り扱うこと |
| 2 | 22 | 第8章 | 第2節 | 第68条 | 4 | コンキーナ | 違約金算定上、「サービス購入料(整備業務)の合計金額の100分の10」 には消費税等を含まないとの理解でよいでしょうか。 | 「サービス購入料(整備業務)の合計額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。 |
| 3 | 26 | 第8章 | 第3節 | 第72条 | 5 | | 違約金算定上、「サービス購入料(運営・維持管理業務)の合計金額の 100分の10」は消費税等を含まないとの理解でよいでしょうか。 | 「サービス購入料(運営・維持管理業務)の合計額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。 |
| 4 | 別紙9 | | | | 1 | 引渡し前 | | 「サービス購入料(整備業務)の合計金額相当額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。 |
| 5 | 別紙9 | | | | 2 | 引渡し後 | | 「サービス購入料(運営・維持管理業務)の合計額相当額」には、消費税及び地方消費税の額を含みます。 |